

平成20年7月11日
厚生労働省大臣官房会計課

各都道府県国費担当者様

厚生労働省関係の予算執行等につきましては日頃よりお世話になっております。

今般、同封の平成20年7月11日会発第07111002号会計課長通知にあるとおり、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間告示（以下、「処分制限期間告示」という。）の改正及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条に基づく財産処分承認基準通知（以下、「承認基準」という。）の改正が行われました。

改正の要点は次の2つです。

- 1 処分制限期間告示については、地方分権改革推進委員会からの要望を踏まえ、現行の処分制限期間を過去に遡り適用することとしたこと。
- 2 承認基準については、地域再生法の改正等に対応するため一部改正を行ったこと。

処分制限期間告示は今回初めてお送りするのですが、承認基準については、平成20年4月17日付けで下記の部局長から各補助事業所管部局宛に既にお送りしているものの改正です。つきましては、誠にお手数ではありますが、下記の部局の関係する貴庁内の部局への周知についてご配慮をよろしくお願ひ致します。

記

医政局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局、保険局、職業能力開発局

※健康局関係については、別途、健康局長から直接関係部局に通知される予定です。

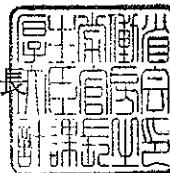
問い合わせ先(03-5253-1111)
厚生労働省大臣官房会計課地方財政班
黒川(内線:7177)
村松(内線:7178)



会発第0711002号
平成20年7月11日

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房会計課長



補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間告示の改正等について

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に基づき各省各庁が定める期間であり、厚生労働省においては、告示で定めているところであるが、今般、別紙1のとおり以下の改正を行ったのでお知らせする。

- ① 「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）の一部改正に伴い処分制限期間の見直しを行ったこと
- ② 今回改正を含め、これまでに処分制限期間が短縮されたものについては、平成19年度以前に補助金等の交付を受けた事案においても、短縮後の期間が適用されることを明示したこと

また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分の承認基準については、平成20年4月17日会発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」（以下「承認基準」という。）を設定し、各補助金等所管部局長から周知したところであるが、地域再生法の改正等に対応するため、別紙2のとおり改めることとしたので併せてお知らせする（改正後の承認基準全文は別紙3のとおりである）。

なお、各補助金等所管部局長から平成20年4月17日付けで発出した以下の通知も併せて改正することとなるのでよろしくお取り計らい願いたい。

医政発第0417001号
雇児発第0417001号
社援発第0417001号
老発第0417001号
保発第0417001号
能発第0417001号

この取扱いについては、医政局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局、保険局及び職業能力開発局においても了知しているところであるので、念のため申し添える。

なお、本件については、貴庁内厚生労働行政担当部局へ連絡するとともに、貴管内市（区）町村等関係者にも周知されたい。

○厚生労働省告示第三百八十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

平成二十年七月十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十年度以降の年度分の補助金等に係る財産及び平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産（当該補助金等の交付の決定をしたときに、処分制限期間が定められているものであつて、この告示の施行の日において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号）第二十二条の規定に基づく目的に反する使用、譲渡、交換又は貸付の承認を受けていないものに限る。）に適用する。この場合において、当該財産に係る補助金等が廃止されている場合にあつては、当該補助金等を別表の補助金等の名称の欄に掲

げる補助金等とみなし、平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産に係るこの告示の施行前の処分制限期間が当該財産に係るこの告示の施行後の処分制限期間より短いものについては、なお従前の例による。

2 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成十三年厚生労働省告示第二百三十九号）は、廃止する。

別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
医療施設運営費等補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	
中毒情報基盤整備事業			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	五〇年
費補助金			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	四七年

医療関係者養成確保対策費等補助金

医療関係者研修費等補助金

医療関係者研修費等補助金

臨床研修費等補助金

地域診療情報連携推進

費補助金

独立行政法人国立病院

機構施設整備費補助金

結核研究所補助金

店舗用のもの

病院用のもの

変電所用、発電所用、送受信所用

、停車場用、車庫用、格納庫用、

荷扱所用、映画製作ステージ用、

屋内スケート場用、魚市場用又は

と畜場用のもの

公衆浴場用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他
の著しい腐食性を有する液体又
は気体の影響を直接全面的に受
けるもの

その他のもの

三九年

三九年

三八年

三一年

二四年

三八年

政府開発援助結核研究

所補助金

疾病予防対策事業費等

補助金

予防接種対策費補助金
予防接種対策費等補助
金

助金

ハンセン病療養所費補助金

厚生労働科学研究費補助金

れんが造、石造
又はブロック造
のもの
左記以外のもの

事務所用又は美術館用のもの及び
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊
所用、学校用又は体育館用のもの
飲食店用、劇場用、演奏場用、映
画館用又は舞踏場用のもの

四一年

病院用のもの
変電所用、発電所用、送受信所用
、停車場用、車庫用、格納庫用、
荷扱所用、映画製作ステージ用、
屋内スケート場用、魚市場用又は
と畜場用のもの

三六年

三八年

公衆浴場用のもの
工場（作業場を含む。）用又は倉
庫用のもの

三四四年
三〇年

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他

難病等情報提供事業費 補助金	
移植対策事業費補助金	
原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金	
放射線影響研究所補助金	
老人保健事業推進費等 補助金	
医薬品等健康被害対策	

の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	二二年
その他もの	三四
金属造のものへ 骨格材の肉厚が 四ミリメートル を超えるものに 限る。)	三八年
事務所用又は美術館用のもの及び 左記以外のもの	三四年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊 所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映 画館用又は舞踏場用のもの	三四年
変電所用、発電所用、送受信所用 、停車場用、車庫用、格納庫用、 荷扱所用、映画製作ステージ用、 屋内スケート場用、魚市場用又は と畜場用のもの	三一年

事業費補助金

血液確保事業等補助金

医療提供体制推進事業

費補助金

医療施設等設備整備費

補助金

医療施設等施設整備費

補助金

後期高齢者医療制度関

係業務事業費補助金

病院用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの

その他のもの

三一年

二〇年

金属造のものへ
骨格材の肉厚が

事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの

三〇年

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの

二七年

三ミリメートル
を超えて四ミリメートル以下のも
のに限る。）

飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの

二五年

二九年

後期高齢者医療制度関

係業務準備事業費補助

金

国民健康保険組合特別

対策費等補助金

国民健康保険特別対策

費補助金

国民健康保険団体連合
会等補助金

全国健康保険協会特定
健康診査・保健指導補
助金

金属造のもの（ 骨格材の肉厚が 三ミリメートル	事務所用又は美術館用のもの及び 左記以外のもの	一五年 二四年 二二二年	停車場用、車庫用、格納庫用、 荷扱所用、映画製作ステージ用、 屋内スケート場用、魚市場用又は と畜場用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉 庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの その他のもの	二四年 二五年 二四年
-------------------------------	----------------------------	--------------------	---	-------------------

以下のものに限

一九年

所用、学校用又は体育館用のもの

る。)

一九年

飲食店用、劇場用、演奏場用、映

画館用又は舞踏場用のもの

一九年

変電所用、発電所用、送受信所用

、停車場用、車庫用、格納庫用、

荷扱所用、映画製作ステージ用、

屋内スケート場用、魚市場用又は

と畜場用のもの

病院用のもの

一九年
一七年

工場（作業場を含む。）用又は倉

庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他
の著しい腐食性を有する液体又
は气体の影響を直接全面的に受
けるもの

一二年

保健衛生施設等設備整

一七年

保健衛生施設等設備整

備費補助金

全国健康保険協会病床

転換支援金補助金

一九年

健康保険組合特定健康

診査・保健指導補助金

国民健康保険組合特定
健康診査・保健指導補
助金

国民健康保険組合病床

一七年

転換支援金補助金

一七年

地域保健活動推進費補助金	保健衛生施設等施設整備費補助金	衛生組織振興強化費補助金	國民健康づくり運動推進事業費補助金	水道施設整備費補助金	高年齢者就業機会確保
--------------	-----------------	--------------	-------------------	------------	------------

木造又は合成樹脂造のもの
左記以外のもの

一四年

事務所用又は美術館用のもの及び
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊
所用、学校用又は体育館用のもの
飲食店用、劇場用、演奏場用、映
画館用又は舞踏場用のもの

二〇年

変電所用、発電所用、送受信所用

二二二年

、停車場用、車庫用、格納庫用、
荷扱所用、映画製作ステージ用、

二二一年

屋内スケート場用、魚市場用又は
と畜場用のもの

二〇年

病院用のもの

一七年

公衆浴場用のもの

一七年

工場（作業場を含む。）用又は倉
庫用のもの

一二年

高年齢者就業機会確保

一七年

事業費等補助金

児童福祉事業対策費等

補助金

婦人保護事業費補助金

民間社会福祉事業助成

費補助金

科学試験研究費補助金

母子保健衛生費補助金

在宅福祉事業費補助金

木骨モルタル造
のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他
の著しい腐食性を有する液体又

は気体の影響を直接全面的に受
けるもの

その他のもの

事務所用又は美術館用のもの及び
左記以外のもの

二二年

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊
所用、学校用又は体育館用のもの
飲食店用、劇場用、演奏場用、映
画館用又は舞踏場用のもの

二〇年

変電所用、発電所用、送受信所用
、停車場用、車庫用、格納庫用、
荷扱所用、映画製作ステージ用、
屋内スケート場用、魚市場用又は

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他
の著しい腐食性を有する液体又

九年

一九年

母子家庭等対策費補助

金

と畜場用のもの
病院用のもの

一五年

公衆浴場用のもの

一一年

日本赤十字社救護業務

費等補助金

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他

セーフティネット支援
対策等事業費補助金

の著しい腐食性を有する液体又は气体の影響を直接全面的に受けるもの

社会福祉推進費補助金

その他のもの

一四年

地方改善事業費補助金

簡易建物（応急
仮設住宅を除く
。）

木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフイングぶき又はトタンぶきのもの

掘立造のもの及び仮設のもの

一〇年
七年

遺族及留守家族等援護
活動費補助金

地域生活支援事業費補助金	身体障害者体育等振興費補助金	建物附属設備	応急仮設住宅
障害程度区分認定等事業費補助金	児童保護費等補助金 身体障害者福祉費補助金	給排水又は衛生設備及びガス設備	電気設備（照明 蓄電池電源設備 設備を含む。） その他もの
昇降機設備	冷房、暖房、通風又はボイラーエレベーター	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のものに限る。）	六年 一五年 二年
一七年	一五年	一三年	一五年

精神保健対策費補助金

独立行政法人国立重度

知的障害者総合施設の

ぞみの園施設整備費補

助金

エスカレーター

一五年

消火、排煙又は

災害報知設備及

び格納式避難設

備

八年

エヤーカーテン

又はドア自動

開閉設備

一二年

アーケード又は

日よけ設備

主として金属製のもの

その他のもの

一五年
八年

可動間仕切り

簡易なもの

企業年金連合会事務費
補助金

社会福祉施設等施設整

備費補助金

地方改善施設整備費補

助金

国民年金基金連合会事務費補助金			
高齢者福祉推進事業費補助金	構築物	前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの
高齢者社会活動支援事業費補助金	発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	一八〇年
介護保険事業費補助金	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	三〇五年
政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金	送電用のもの	塔、柱、がい子、送電線、地線	二五六年
独立行政法人医薬基盤			

研究所施設整備費補助

金

水道水源開発施設整備

費補助

成果重視事業マンモグラ
ラフィ緊急整備事業費

補助金

及び添加電話線

配電用のもの

鉄塔及び鉄柱

鉄筋コンクリート柱

木柱

配電線

引込線

添加電話線

地中電線路

三六年

五〇年

四二年

一五年

三〇年

二〇年

二五年

助金

広告用のもの

金属造のもの

その他のもの

二〇年

競技場用、運動

スタンド

競技場用、運動
場用、遊園地用

主として鉄骨鉄筋コンクリート
造又は鉄筋コンクリート造のも

又は学校用のも

児童虐待防止対策設備

整備費補助金

老人医療費適正化推進

費補助金

高齢者医療制度円滑導

入事業費補助金

後期高齢者医療制度創

設準備事業費補助金

労働災害防止対策費補助金

産業医学助成費補助金

の

の

主として鉄骨造のもの

主として木造のもの

ネット設備

野球場、陸上競技場、ゴルフコート

その他スポーツ場の排水その他の土工施設

水泳プール

その他のもの

児童用のもの

すべり台、ぶらんこ、ジヤン
グルジムその他の遊戯用のもの

の

その他のもの

その他のもの

主として木造のもの

四五五年
三〇年
一〇年

三〇年
三〇年
一五年

一五年
一五年
一五年

中小企業退職金共済事業費補助金	勤労者財産形成促進事業費補助金	補助金	康福祉機構施設整備費	独立行政法人労働者健康事業費補助金	身体障害者等福祉対策事業費補助金	衛生総合研究所施設整備費補助金	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費補助金
-----------------	-----------------	-----	------------	-------------------	------------------	-----------------	---------------------------

園 緑化施設及び庭園	工場緑化施設	その他の緑化施設及び庭園（工場 緑化施設に含まれるもの）を除く。	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが 造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚	その他もの	主として金属造のもの 主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの	主としてコンクリート造、れんが 造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚	その他もの
二〇年	七年	八年	一四年	一四年	一七年	一四年	一四年	三〇年

業費等補助金

独立行政法人労働政策

研究・研修機構施設整備費補助金

備費補助金

中小企業雇用安定事業費等補助金

産業雇用安定センター補助金

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費補助金

舗装道路及び舗装路面

コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの
アスファルト敷又は木れんが敷のもの

一五年

ビューマルス敷のもの

一〇年三年

六〇年

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）

橋岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そろ

及び用水用ダム

下水道、煙突及び焼却炉

その他のもの

コンクリート造

岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そろ

又はコンクリー

下水道、飼育場及びへい

トブロック造の

一五年三〇年

職業能力開発校設備整備費等補助金

原爆被爆者介護手当等 負担金	感染症予防事業費等負担金	児童育成事業費補助金	補助金	力開発機構施設整備費	独立行政法人雇用・能	技能向上対策費補助金	職業能力開発校設備整備費等補助金
-------------------	--------------	------------	-----	------------	------------	------------	------------------

もの（前掲のものを除く。）	その他もの	引湯管	一〇年
れんが造のもの (前掲のものを除く。)	防壁、堤防及び防波堤 煙突、煙道及び焼却炉 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	五〇年	四〇年
その他もの	その他もの	七年	
その他もの	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池	二五年	
下水道		四〇年	
その他もの			
石造のもの（前掲のものを除く。）			
五〇年	三五年	五〇年	一〇年

國民健康保険療養給付費等負担金	土造のものを（前掲のものを除く。）	防壁、堤防及び防波堤下水道	四年 一五年
療養給付費等負担金	金属造のもの（前掲のものを除く。）	橋（はね上げ橋を除く。）はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	四五年 二五年
国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	送配管	サイロ	二二年
支援金負担金	鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの	ガス貯そう	三〇年 一五年
国民健康保険病床転換	液化ガス用のもの	その他もの	一〇年 二〇年
児童保護費等負担金	薬品貯そう		
婦人保護事業費負担金	塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機		

婦人相談所運営費負担

母子保健衛生費負担金

精神障害者措置入院費等負担金

精神障害者保護費負担金

身体障害者保護費負担金

災害救助費等負担金

金

酸用のもの

有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの

アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの

水そう及び油そう

鋳鉄製のもの
鋼鉄製のもの

浮きドック

飼育場

つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール

露天式立体駐車設備

その他のもの

四年

五年

一〇年

一五年

二〇年

二五年

一五年

一〇年

八年

心神喪失者等医療觀察 法指定入院医療機関運 営費負担金	心神喪失者等医療觀察 法指定入院医療機関設 備整備費負担金	心神喪失者等医療觀察 法指定入院医療機関設 備整備費負担金	心神喪失者等医療觀察 法指定入院医療機関設 備整備費負担金
-----------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

水道用のもの	木造のもの（前 掲のものを除く 。）	合成樹脂造のも の（前掲のもの を除く。）	
取水設備 導水設備 浄水設備 配水設備 橋りょう	橋 水そう及び引湯管 飼育場 その他のもの	一五年 一〇年 一〇年 一〇年	一〇年
六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年	四〇年 五〇年 六〇年 七〇年 一五年	一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年	一〇年

養護老人ホーム等保護

費負担金

国民健康保険財政調整

交付金

財政調整交付金

国民健康保険老人保健

医療費拠出金財政調整

交付金

国民健康保険病床転換

鉄骨造のもの

木造のもの

配水管

鋳鉄製のもの

その他のもの

配水管附属設備

えん堤

鉄筋コンクリート造又はコンク

リート造のもの

れんが造又は石造のもの

土造のもの

貯水池

高架水そう

鉄筋コンクリート造のもの

金属造のもの

木造のもの

四八年

一八年

四〇年

二五年

三〇年

八〇年

五〇年

四〇年

三〇年

四〇年

一〇年

四〇年

二〇年

一〇年

一〇年

支援金財政調整交付金

職業転換訓練費交付金

離職者等職業訓練費交付金

付金

港湾労働者派遣事業等

交付金

病床転換助成事業交付
金

地域介護・福祉空間整備推進交付金

船舶

さく井

電信電話線

その他もの

鉄筋コンクリート造のもの

コンクリート造又はれんが造のもの

もの

石造のもの

金属造のもの

木造のもの

一〇〇年
三〇〇年

六〇〇年

四〇〇年

五〇〇年

四五〇年

一五年

一五年
五〇〇年

前掲のもの以外
のもの

主として木造のもの
その他のもの

船舶法（明治三
十二年法律第四
十六号）第四条

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

育児休業労働者等支援交付金

一四年

から第十九条までの適用を受け
る鋼船

育児休業労働者等支援交付金

介護労働者雇用改善援助事業等交付金

木船

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける

短時間労働者雇用管理改善等事業交付金

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける

地域支援事業交付金

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける
軽合金船（他の項目に掲げるものを除く。）

次世代育成支援対策交付金

付金

九年

一〇年

次世代育成支援対策施

設整備交付金

社会事業学校等経営委

託費

身体障害者福祉促進事

業委託費

衛生関係指導者養成等

委託費（医務衛生関係

指導者養成等委託のう

ち救急医療施設医師研

修会の委託に係るもの

を除く。）

船舶法第四条か

ら第十九条まで

の適用を受ける

強化プラスチッ

ク船

その他のもの

鋼船

木船

その他のもの

その他のもの

航空機

ヘリコプター

車両及
び運搬

特殊自動車（自

消防車、救急車、レントゲン車、
散水車、放送宣伝車、移動無線車

走式作業機械設

及びチップ製造車

具

一二年
八年
五年
五年

五年

備を除く。）

遺族及留守家族等援護
事務委託費（昭和館運
営委託に係るものに限
る。）

がん研究助成金

国連・障害者の十年記
念施設運営委託費

医療提供体制施設整備
交付金

モータースイーパー及び除雪車

タンク車、じんかい車、し尿車、
寝台車、靈きゆう車、トラックミ
キサー、レッカーその他特殊車体
を架装したもの

小型車（じんかい車及びし尿車
にあつては積載量が二トン以下
、その他のものにあつては総排
気量が二リットル以下のものを
いう。）

その他のもの

運送事業用の車
両及び運搬具（
み、乗合自動車を除く。）

積載量が二トン以下、その他の
く。）

四年

三年
四年

ものにあつては総排気量が二リ
ツトル以下のものをいう。)

その他のもの

大型乗用車（総排気量が三リ
ツトル以上のものをいう。）

その他のもの

乗合自動車

自転車及びリヤカー

被けん引車その他のもの

前掲のもの以外
のもの

自動車（二輪又は三輪自動車を除
く。）

小型車（総排気量が〇・六六リ
ツトル以下のものをいう。）

その他のもの

貨物自動車

四年

二年
五年

四年
五年

三年

ダンプ式のもの

その他ものの

報道通信用のもの

その他もの

二輪又は三輪自動車

自転車

鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車

金属製のもの

その他のもの

フォークリフト

トロッコ

金属製のもの

その他のもの

その他のもの

自走能力を有するもの

その他もの

四年
七年

三年
五年

四年
四年

二年
三年
六年
五年
四年

工具

測定工具及び検

査工具（電気又
は電子を利用す
るもの）を含む。

具

治具及び取付工

型（型枠^{わく}を含む
。）、鍛圧工具
及び打抜工具

切削工具

その他のもの

プレスその他の金属加工用金型、
合成樹脂、ゴム又はガラス成型用
金型及び鋳造用型

二年

三年

二年

三年

五年

金属製柱及び力 ツペ	前掲のもの以外 のもの	器具及 び備品	
白金ノズル	その他もの	家具、電気機器 、ガス機器及び 家庭用品（他の 項に掲げるもの を除く。）	事務机、事務椅子及びキャビネット
三年	三年	主として金属製のもの その他もの	応接セット
三年	一五年	接客業用のもの その他のもの ベット	五年
五年	八年	八年	八年

陳列だな及び陳列ケース

冷凍機付又は冷蔵機付のもの

その他のもの

その他の家具

接客業用のもの

その他のもの

主として金属製のもの

その他のもの

ラジオ、テレビジョン、テープレ

コーダーその他の音響機器

冷房用又は暖房用機器

電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器

氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電

気式のものを除く。）

カーテン、座ぶとん、寝具、丹前

四年

六年

六年

五年

八年

一五年

五年

八年

六年

その他これらに類する繊維製品

じゅうたんその他の床用敷物

小売業用、接客業用、放送用又

はレコード吹込用のもの

その他のもの

室内装飾品

主として金属製のもの

その他のもの

食事又はちゅう房用品

陶磁器製又はガラス製のもの

その他のもの

その他のもの

主として金属製のもの

その他のもの

事務機器及び通

謄写機器及びタイプライター

八年

五年

五年

二年

八年

五年

六年

三年

三年

信機器

孔版印刷又は印書業用のもの

その他のもの

電子計算機

パーソナルコンピュータ（サー

バー用のものを除く。）

その他のもの

複写機、計算機（電子計算機を除

く。）、金銭登録機、タイムレコード
ーダーその他これらに類するもの
その他の事務機器

テレタイプライター及びファクシ

ミリ

インターホーン及び放送用設備

電話設備その他の通信機器

デジタル構内交換設備及びデジ

タルボタン電話設備

三年
五年

四年
五年

五年
五年

六年
五年

六年

				その他のもの
時計、試験機器 及び測定機器	度量衡器	試験又は測定機器	時計	
看板及び廣告器	光学機器及び写 真製作機器	オペラグラス カメラ、映画撮影機、映写機及び 望遠鏡	度量衡器	
看板	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡	二年	試験又は測定機器	
マネキン人形及び模型	その他の機器	五年	時計	
その他のもの				
主として金属製のもの				
一〇年	三年	八年	五年	一〇年

その他のもの

容器及び金庫

ボンベ

溶接製のもの

鍛造製のもの

塩素用のもの

その他ものの

ドラムかん、コンテナーその他

容器

大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）

その他のもの

金属製のもの

その他のもの

金庫

手さげ金庫

五年

二年

三年

七年

一〇年

八年

六年

五年

理容又は美容機器	医療機器	消毒殺菌用機器	手術機器	血液透析又は血しきょう交換用機器 ハーバードタンクその他の作動部分 を有する機能回復訓練機器	四年 五年 六年 七年 八年
その他もの	調剤機器	歯科診療用ユニット	光学検査機器	ファイバースコープ	六年 七年 六年 六年 八年
					二〇〇年

レントゲンその他の電子装置を使用する機器

移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器

その他もの

その他もの

陶磁器製又はガラス製のもの

主として金属製のもの

その他もの

娯楽又はスポー

たまつき用具

ツ器具及び興行
又は演劇用具

パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具ご、しょうぎ、まあじやんその他

の遊戯具

スポーツ具

三年 五年

八年 二年

三年 一〇年

四年 六年

前掲のもの以外 映画ファイルム（スライドを含む。）	生物						
	植物	動物	貸付業用のもの	その他もの	その他もの	主として金属製のもの	その他もの
		魚類		その他もの			道具
		鳥類					衣しょう、かつら、小道具及び大
							どんちよう及び幕
	八年	四年	二年	二年	五年	一〇年	二年
				五年			五年

機械及 び装置								
設備	食料品製造業用							のもの
								）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木
一〇年	一〇年	五年	五年	五年	五年	三年	三年	二年

樂器
葬儀用具
漁具
自動販売機（手動のものを含む。
無人駐車管理装置
焼却炉
その他のもの
主として金属製のもの
その他のもの

飲料・たばこ・ 飼料製造業用設 備	纖維工業用設備		木材・木製品(家具を除く。)	家具又は設備品 製造業用設備
	炭素纖維製造設備 黒鉛化炉	その他の設備		
一〇年	三年	七年	八年	一年

化学工業用設備	印刷業又は印刷 関連業用設備	用設備
臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備	パルプ、紙又は 紙加工品製造業
五年 四年 五年	一〇年 一〇年 三年 七年	一二年

ゼラチン又はにかわ製造設備

半導体用フォトレジスト製造設備

フラットパネル用カラーフィルタ

、偏光板又は偏光板用フィルム

製造設備

その他の設備

プラスチック製品製造業用設備 （他の号に掲げるもの）を除く。	石油製品又は石炭製品製造業用設備		
		その他の設備	ゼラチン又はにかわ製造設備
八年	七年	八年	五年

ゴム製品製造業 用設備	なめし革、なめ し革製品又は毛 皮製造業用設備	窯業又は土石製 品製造業用設備	鉄鋼業用設備
九年	九年	九年	五年
九年	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業 又は鉄スクラップ加工処理業用設 備	九 年	純鐵、原鐵、ベースメタル、フエ ロアロイ、鉄素形材又は鋳鐵管製

造業用設備 その他の設備	非鉄金属製造業 核燃料物質加工設備	用設備 その他の設備	金属製品製造業 用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用 設備	その他の設備 設備	はん用機械器具 （はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び
一四年	一年	七年	六年	一〇年	设备	はん用機械器具 （はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び
九年	一四年	一四年	一四年	一四年	一四年	はん用機械器具 （はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び

装置に組み込み

、又は取り付け

ることによりそ

の用に供される

ものをいう。以

下同じ) 製造業

用設備(電子部

品、デバイス又

は電子回路製造

業用設備及び情

報通信機械器具

製造業用設備を

除く。)

生産用機械器具

(物の生産の用

金属加工機械製造設備

その他の設備

一二年

九年

に供されるもの

をいう。) 製造

業用設備 (業務

用機械器具 (業

務用又はサービ

スの生産の用に

供されるもの (

これらのもので

あつて物の生産
の用に供される

ものを含む。)

をいう。) 製造

業用設備 (はん

用機械器具製造

業用設備、電気

機械器具製造業

用設備及び輸送

用機械器具製造

業用設備を除く

。) 及び電気

機械器具製造業

用設備を除く。

業務用機械器具

(業務用又はサ

ービスの生産の

用に供されるも

の(これらのも

のであつて物の

生産の用に供さ

れるものを含む

。)をいう。

（）製造業用設備

（はん用機械器

具製造業用設備

、電氣機械器具

製造業用設備及

び輸送用機械器

具製造業用設備

を除く。）

電子部品、デバ

イス又は電子回

路製造業用設備

光ディスク（追記型又は書換え型
のものに限る。）製造設備

プリント配線基板製造設備

フラットパネルディスプレイ、半

導体集積回路又は半導体素子製造

設備

五年

六年

六年

七年

農業用設備	その他の中間業 用設備	輸送用機械器具 製造業用設備	情報通信機械器 具製造業用設備	電気機械器具製 造業用設備	その他の設備
七年	九年	九年	八年	七年	八年

総合工事業用設備	設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用	備	水産養殖業用設	備	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）	林業用設備
	掘さく設備 その他の設備	石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備					
	六年 一二年 六年 三年			五年	五年		五年

							備
電氣業用設備							
電氣事業用水力発電設備							一二二年
その他の水力発電設備							二〇〇年
汽力発電設備							一五年
内燃力又はガススタービン発電設備							一五年
送電又は電氣業用変電若しくは配電設備							一五年
需要者用計器							一五年
柱上変圧器							一八年
その他の設備							二二二年
鉄道又は軌道業用変電設備							一八年
その他の設備							一五年
主として金属製のもの							一七年
その他のもの							八年

ガス業用設備

製造用設備

供給用設備

鋳鉄製導管

鋳鉄製導管以外の導管

需要者用計量器

その他の設備

その他の設備

主として金属製のもの

その他のもの

熱供給業用設備

通信業用設備

放送業用設備

一〇年

二二年

二三年

一五年

一三年

一七年

八年

一七年

九年

六年

用設備	文字情報制作業	映像、音声又は
自動改札装置	その他の設備	鉄道業用設備
八年	一二年	一二年
		道路貨物運送業
		倉庫業用設備
	用設備	用設備
	備	備
一〇年	一二年	一二年
	サービス業用設 備	運輸に附帶する

飲食料品卸売業 用設備	建築材料、鉱物 又は金属材料等	卸売業用設備 (貯そうを除く。)	飲食料品小売業 用設備	その他的小売業 用設備
	石油又は液化石油ガス卸売用設備	その他の中備		ガソリン又は液化石油ガススタン ド設備
一〇年	一三年	八年	九年	八年
八年	一七年	八年	九年	主として金属製のもの その他の設備

技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備 その他の設備	八年 一四年	六年 一三年	八 八年	六 六年
宿泊業用設備					
飲食店業用設備					
洗濯業、理容業 、美容業又は浴場業用設備					
その他の生活関連サービス業用設備					

設備	自動車整備業用 用設備	教育業（学校教育業を除く。） 又は学習支援業	映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	娯楽業用設備 ボウリング場用設備 ボウリング場用設備 一七年 一八年	一一年 一三年 七年
一五年	八年	一七年	五年	一七年 一八年	一一年

その他のサービ

ス業用設備

水道用設備

電気設備

汽力発電設備

内燃力発電設備

蓄電池電源設備

その他のもの

ポンプ設備

薬品注入設備

滅菌設備

通信設備

計測設備

計量器

量水器

その他のもの

一二年

一五年

六年

二〇年

一五年

一〇年

九年

一〇年

八年
一〇年

荷役設備

修繕検査設備

その他のもの

主として金属造のもの

主として木造のもの

一七年

一五年

一七年

八年

一〇年

一七年

八年

の

前掲の機械及び

装置以外のもの

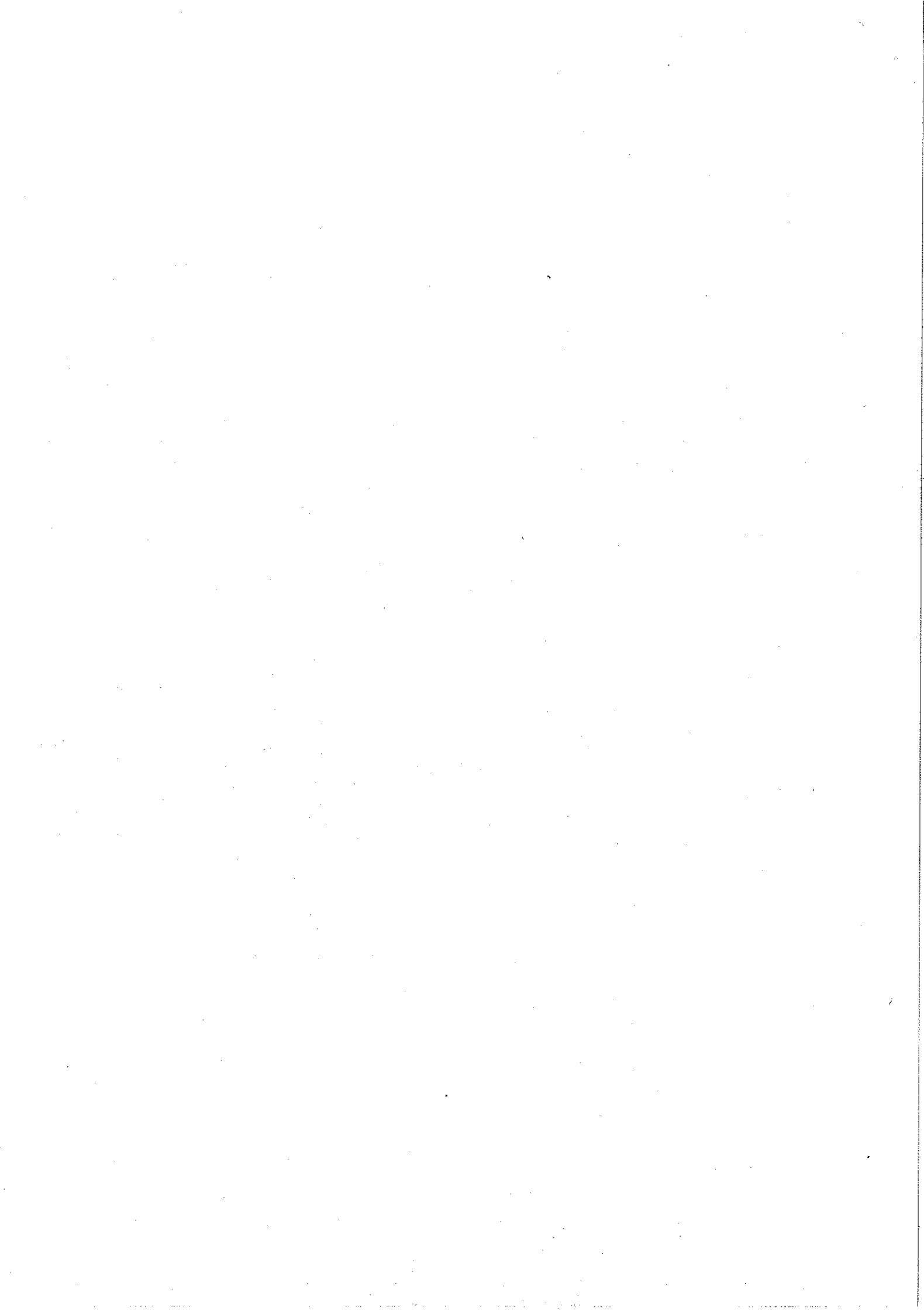
並びに前掲の区

分によらないも

機械式駐車設備
その他の設備

主として金属製もの

その他のもの



会発第0711001号
平成20年7月11日

〔内部部局の長
社会保険庁総務部長
地方厚生(支)局長〕 殿

大臣官房会計課長
(公印省略)

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分についての一部改正について

平成20年4月17日会発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」の一部を次のとおり改正し、平成20年4月1日より適用する。

ただし、4については、平成20年5月21日より適用する。

- 1 第2の1の末尾に「なお、厚生労働大臣等の承認を受けて財産処分を完了したときは、完了から1ヶ月以内に、別紙様式3により厚生労働大臣等に財産処分が完了した旨の報告を行う。」を加える。
- 2 第2の2の末尾に「なお、第2の1の別紙様式3の提出は要しない。」を加える。
- 3 第2の2の(1)の②中「市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第3条第1項の規定に基づく合併市町村基本計画」を、「市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく市町村建設設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第3条第1項の規定に基づく合併市町村基本計画」に改める。
- 4 第2の2の(注1)中「第22条」を「第23条」に改める。
- 5 第3の2の(1)の③、第4の1の(1)の①のアの(イ)、第4の1の(2)の①のアの(イ)中「合併市町村基本計画に基づくもの」を「市町村建設設計画又は合併市町村基本計画に基づくもの」に改める。
- 6 別紙様式2の次に別紙様式3を加える。

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。) 第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

なお、補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足していることが前提であり、補助事業等を行う地方公共団体の判断を確認の上、その判断を尊重し、対応することとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

補助事業者等が財産処分を行う場合には、厚生労働大臣（適正化法第26条により事務委任されている場合は地方厚生（支）局長。以下「厚生労働大臣等」という。）に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、厚生労働大臣等に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

なお、厚生労働大臣等の承認を受けて財産処分を完了したときは、完了から1ヶ月以内に、別紙様式3により厚生労働大臣等に財産処分が完了した旨の報告を行う。

(注1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。

(注2) 一時使用の場合

施設の業務時間外の時間帯や休日を利用して、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手續は不要である。

(注3) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続が必要である。

(注4) 処分制限期間が10年未満である施設等への適用

処分制限期間が10年未満である施設又は設備についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

(注5) 適正化法の規定を準用する貸付金の貸付けにより取得した財産の処分

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第2条第1項第2号に該当する事業に要する費用に充てる資金を国が無利子で貸し付ける場合における当該無利子貸付金の貸付けにより取得された財産の処分を行う場合には、社会資本整備特別措置法第5条第1項において準用する適正化法の規定に基づく財産処分の承認が必要であることから、この承認基準を適用する。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙様式2により厚生労働大臣等への報告があったものについては、1にかかわらず、厚生労働大臣等の承認があつたものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、第2の1の別紙様式3の提出は要しない。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）
 - ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分
 - ② 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であつて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの
- (2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

(注1) 地域再生法に基づくみなし承認の場合

地域再生法（平成17年法律第24号）第23条の規定により厚生労働大臣等の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。

(注2) 補助財産取得時の抵当権設定

補助財産取得時の抵当権設定については、当該補助金の交付申請書に設けられた申請欄に記載することにより申請し、交付決定と同時に承認することとする。

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

① 包括承認事項

② 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

ア 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

イ 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

ウ 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

エ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（②及び③については、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

① 包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）

② 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に別表に掲げる事業に使用する場合

イ 交換により得た施設等において別表に掲げる事業を行う場合

ウ 別表に掲げる事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの（市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づくものを含む。）

④ 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

⑤ 次に該当する取壊し等

- ア 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）
イ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、②（10年以上の施設等の別表事業への使用等）、③（市町村合併等に伴う10年末満の施設等の別表事業への使用等）及び④（同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付）の場合（取壊し等の場合及び国又は地方公共団体への無償譲渡の場合を除く。）には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年末満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、厚生労働大臣等の承認を受けないで当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3 担保に供する処分（抵当権の設定）

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

- (1) 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの
(2) 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

(注1) 第3の1(1)②イ及び2(1)④において施設等の一部を他の目的に使用する場合は、当該部分の転用に当たるため、転用の手続を要する。

(注2) 土地の財産処分の取扱いについては、原則として、当該土地に整備された施設の財産処分の取扱いと同様とする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付

(1) 地方公共団体の場合

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

地方公共団体が行う次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。以下同じ。）に、総事業費（補助基準額を超える設置者負担分を含む。以下同じ。）に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

(ア) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行う経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付

(イ) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合（市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づくものを含む。）

(ウ) 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ 上限額

残存年数納付金額（施設等にあっては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。以下同じ。）の割合を乗じて得た額を、土地等にあっては、国庫補助額をいう。以下同じ。）を上限額とする。

② 残存年数納付金額とする場合

地方公共団体が行う上記①以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

(2) 地方公共団体以外の者の場合

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

地方公共団体以外の者が行う次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。以下同じ。）に比して著しく低価である場合には、評価額。）に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

(ア) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足している場合に行う経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、別表に掲げる事業を行う場合

- (イ) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足している場合に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、別表に掲げる事業を行うもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合（市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づくものを含む。）
- (ウ) 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ 上限額

残存年数納付金額を上限額とする。

② 残存年数納付金額とする場合

地方公共団体以外の者が行う上記①以外の有償譲渡又は有償貸付の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

2 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

3 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。

別表（地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業）（第3の2(1)関係）

国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業 (各事業には施設を含む。)	備考 (担当部局)
・医療法（昭和23年法律第205号）に規定する事業（病院、診療所、医療安全支援センター等）	医政局
・保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条から第22条に規定する文部科学大臣が指定する学校又は厚生労働大臣が指定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは都道府県知事が指定する准看護師養成所	医政局
・地域保健法（昭和24年法律第168号）に規定する事業（保健所及び市町村保健センター等）	健康局
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する事業（特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関）	健康局
・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する事業	健康局
・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第28条及び第34条に規定する事業（障害者雇用支援センター及び障害者・就業生活支援センター）	職業安定局
・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第42条（第45条において準用するものを含む。）及び第47条に規定する事業（シルバー人材センター、シルバー人材センター連合及び全国シルバー人材センター事業協会）	職業安定局
・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第13条に規定する事業（同法第31条の規定により設立された職業訓練法人である中小事業事業主団体又はその連合団体が認定職業訓練を行う施設に限る。）	職業能力開発局
・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の3及び第15条の6に規定する事業（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等）	職業能力開発局

・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童福祉施設等）	雇用均等・児童家庭局
・売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する事業（婦人保護施設）	雇用均等・児童家庭局
・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する事業（母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設）	雇用均等・児童家庭局
・生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する事業（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設等）	社会・援護局
・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業（授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業）	社会・援護局
・社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業（生計困難者のために、無料又は定額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用する事業、隣保事業等）	社会・援護局
・社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業及び収益事業（事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業、社会福祉士等の養成施設の経営、社会福祉事業従事者への研修を行う事業等）	社会・援護局
・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する事業（身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者社会参加支援施設）	障害保健福祉部
・障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する事業（障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設、相談支援を行う事業所、移動支援を行う事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム等）	障害保健福祉部
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する事業（精神科病院、精神保健福祉センター等）	障害保健福祉部
・精神保健福祉士法（平成9年法律第130号）に規定する事業	障害保健福祉部
・老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する事業（老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホーム）	老健局

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する事業（居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護保険施設、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業等）
- ・更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する事業
- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定する高齢者優良賃貸住宅
- ・その他厚生労働省所管の補助金等（運営費補助金等を含む。）の対象となる事業など上記に準じるものとして、厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長が個別に認めるもの

老健局

各部局

別紙様式1

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

〔厚生労働大臣
〇〇厚生（支）局長〕

殿

補助事業者名 印

〇〇施設等施設・設備整備費国庫補助金（*1）により取得した△△施設
に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第
22条に基づき（*2）、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑲評価額	⑳評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 定額法 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金 (有 無)

→無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→ (②ア ②イ ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (②ア～ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ)

→有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

(1)地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2)地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

5 添付資料

・対象施設の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真

・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)

・その他参考となる資料

(記入要領)

- * 1 「〇〇施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。
- * 2 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき」と記載すること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名（例：医療施設近代化施設）を記載すること。
- (2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑯処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例：〇〇施設を□□施設（定員〇名）に転用。
　　〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設（定員〇名）と□□施設（定員〇名）に変更。
　　〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。
　　社会福祉法人〇〇に譲渡し、同一事業・定員で継続。
　　〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。
- (4) 「⑩評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）を記載し、「⑪評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、施設設置者（間接補助事業者）からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

別紙様式2

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

〔厚生労働大臣〕
〇〇厚生(支)局長

殿

補助事業者名 印

〇〇施設等施設整備費国庫補助金(*1)により取得した△△施設
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第
22条に基づき(*2)、次の処分について報告します。

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容			⑰処分予定年月日		

3 経緯及び処分の理由

--

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目 (番号を○で囲む。)

・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)

・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

- * 1 「○○施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。
- * 2 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名（例：医療施設近代化施設）を記載すること。
- (2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑯処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

社会福祉法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、施設設置者（間接補助事業者）からの財産処分報告書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

〔厚生労働大臣
〇〇厚生(支)局長〕 殿

補助事業者名

〇〇〇(* *施設)に係る財産処分完了報告について

平成 年 月 日 発第 号により承認された標記の財産処分につきましては、別添のとおり完了しましたので、報告します。